

# 関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2020. 1.10発行〈通巻第506号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail : info@koshc.jp

ホームページ : http://koshc.jp/



建設アスベスト訴訟 福岡高裁でも国と企業(建材メーカー)に勝訴 …	2
大きく変わる?!特別加入	
複数就業者の労災保険制度改正がもたらすもの ……………	7
安全のきいわあと その31 健康情報 ……………	10
第40回総会のお知らせ ……………	11
死ぬまで元気です vol.20 右田孝雄 ……………	12
韓国からのニュース ……………	13
前線から ……………	16
アスベスト被害全国ホットライン2019 全国で186件の相談/全国	
2018年度石綿労災認定事業場、労災認定状況公表/全国	

---

---

# 建設アスベスト訴訟

## 福岡高裁でも 国と企業（建材メーカー）に勝訴

日本に輸入された約 1000 万トンのアスベストの 7～8 割が建材に使用されたとされる。

その製造現場＝建材製造工場で多くの被害を出したが、製品として出荷された建設現場でも膨大な被害を生み出した。

「国と建材メーカーは危険性を認識しながら、建材の製造・販売を継続、容認した」として、国と建材メーカーの責任を明らかにし、損害賠償を求める裁判が全国で進められている。

それが「建設アスベスト訴訟」だ。

全国 6 地裁（札幌、東京、横浜、京都、大阪、福岡）での提訴ではじまった裁判闘争の五つ目の高裁判決として注目されてきた福岡高裁判決（九州 1 陣）が去る 11 月 11 日に言い渡された。

判決は全面勝訴とはいえながらも、国と企業の責任を認め、身分上労働者でないとされる一人親方に対する国の責任を認めた。その意義と今後の課題については、以下に紹介する原告団・弁護団声明を参照されたい。

2019 年 11 月 11 日

### 建設アスベスト訴訟福岡高裁の判決 に対する「声明」

九州建設アスベスト訴訟原告団・弁護団  
九州建設アスベスト訴訟を支える会

#### 1 本判決の概要

本日、福岡高等裁判所第 5 民事部（山之内紀行裁判長）は、九州建設アスベスト訴訟（一陣）（原告数 54 名、被害者 28 名）で、国及び建材メーカーの責任を認め、国に対して総額 2 億 2082 万 3304 円、建材メーカー 4 社に対して総額 1 億 2636 万 1558 円の支払いを命じる被害者ら勝訴の判決を言い渡した。

建設アスベスト訴訟は、建設現場での作業で石綿建材から生じた石綿粉じんにはばく露し、石綿肺、肺がん、中皮腫などの重篤な疾患に罹患した建設作業従事者とその遺族が、国と建材メーカーに損害賠償を求めている裁判である。これまでに全国で、7 つの地裁判決及び 4 つの高裁判決が出され

ており、本判決は5つ目の高裁判決である。

## 2 国の責任について

(1) 本判決は、国の責任について、泉南アスベスト訴訟最高裁判決などで示された「労働者の生命や健康を保護するための労働関係法令に基づく国の規制権限は、適時適切に行使されなくてはならない」との法理に則り、1975(昭和50)年10月1日から2004(平成16)年9月30日まで警告表示(掲示)の義務付けに関する規制放置の責任を認めるなどし、賠償を命じた。

この間の責任時期は、原判決よりもその終期を9年ほど遅らせており、救済の範囲を拡大したものとして高く評価できる。

建設アスベスト訴訟において国の責任が認められたのは、これで連続11回目である。

(2) しかも、本判決は、東京高裁第10民事部判決、大阪高裁第4民事部判決、大阪高裁第3民事部判決に引き続いて、いわゆる「一人親方」に対する国の責任も認めたものであり、一人親方のアスベスト被害についても国に責任があったことは、もはや疑いのないところとなった。

## 3 建材メーカーらの責任

(1) 本判決は、被害者26名の石綿関連疾患発症について、その主たる原因となった建材を製造・販売したA&Aマテリアル、ケイミュー、ニチアス、ノザワの共同不法行為責任(民法719条1項後段を類推適用)を肯定して、損害賠償を命じた。

アスベストが重篤な疾患を引き起こす

危険物であると知っていながら、十分な警告表示すらも行わないままに石綿建材を製造・販売してきた建材メーカーの責任を認めたものであり、個々の被害者の命や健康を奪ったアスベストはどの建材メーカーのものであったのかという立証上の難問を乗り越えて、被害を埋もれさせなかった本判決の判断は極めて正当である。

(2) 本判決で責任が認められた建材メーカーは4社であるものの、本判決が採用した被告企業絞り込み基準は本件原告を救済するには十分だったが、共同不法行為論を用いる場面としては、絞り込みの基準はより緩やかであるべきだった。これは本件九州訴訟の被害者らの職種などといった事情による結果にすぎない。アスベストの危険性を認識しながら利益追求を優先して警告表示すらも怠ったまま石綿建材の製造・販売を継続した違法は、すべての建材メーカーに共通しており、本判決で責任が認められていない建材メーカーが無責であったと考えるべきではない。

## 4 ただちに全面解決を

建設アスベストで国に規制放置の責任があることにはもはや微塵の疑いもなくこれまでの高裁判決に本判決が加わったことにより、国の賠償責任の対象に「一人親方」が含まれることや、建材メーカーも被害者に対する損害賠償を免れないことについても、司法判断は固まった。本訴訟では、提訴から8年余りが経過した中で、被害者28名のうち、すでに23名が亡くなってい

る。原告らの「命あるうちに救済を」の願いは切実である。

建設アスベスト訴訟の解決をこれ以上引き延ばすことは許されず、国と建材メーカーは、ただちに、全面解決を決断し、すべての建設アスベスト被害者の救済のために、「建設作業従事者にかかる石綿被害者補償基金制度」の創設に着手すべきである。私たちは、アスベスト被害の救済と根絶のため、全国の被害者、支援者、および市民と連帯して、今後も奮闘する決意である。

以上。

## 関西（大阪&京都2陣）訴訟、原告証言進む

関西建設アスベスト訴訟では大阪2陣、全国建設アスベスト訴訟状況

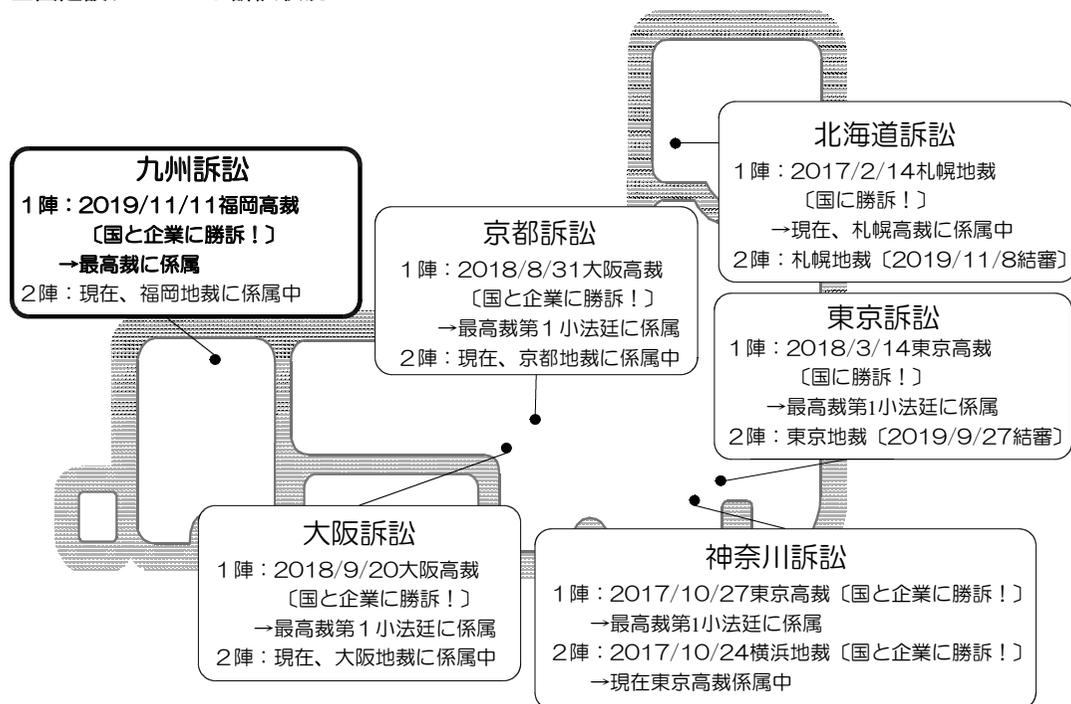
京都2陣において、療養中の患者、遺族がぞくぞくと法廷で証言する中、審理が進行している。

裁判原告には、当センターが労災請求を支援した方や中皮腫サポートキャラバン隊のサポーターや患者と家族の会員の方が少なからず参加している。昨年9月20日、大阪地裁大法廷で証言した2名の男性中皮腫患者原告の声を弁論当日に配布された資料から引用して紹介したい。

弁護団ではさらに原告を募っており、当センターとしても積極的に協力していくことにしている。

## ◆命のカウントダウンが始まっている恐怖と悔しさをわかって下さい

原告 TKさん



私は、34年間、短期間を除き電工として働き、その際、石綿粉じんにはばく露し、2018年4月、岸和田徳洲会病院で悪性腹膜中皮腫と診断されました。病名を聞いたときは、頭の中が真っ白になりました。妻も、あまりのショックに何も言えず、黙って涙を流していました。その後に受診した大阪労災病院では「治療ができない」と断られ、「もうええわ」という気持ちになりましたが、岡山労災病院が中皮腫の治験（オブジーボ）をしていると聞き、「これが最後の賭けや」という思いで治験に一縷の望みを託しました。しかし、そこでも体力が落ちているので、抗がん剤治療はできるが、治験を受けることはできないと断られてしまいました。やっとの思いで岡山労災病院まで来たのに、治験を受けられないと思うと、涙が溢れてきて、言葉も出ませんでした。医師に「(余命は)1年ですか、2年ですか」と聞いたところ、「2年は、、、うーん」との答えでした。それを聞いて、私は、2年は無理なのだと思います。それでも、一秒でも早く治療を始めようと決めて、岡山労災病院で抗がん剤治療を受けることにしました。妻も岡山市内にアパートを借りて、私に付き添うことを決めました。

5月から抗がん剤治療を始めましたが、副作用の地獄でした。とくに、むかつき、吐き気は激しく、食べ物の匂いがただけでえずき、給食カートの音だけで、むかつきが起きるほどでした。食べることも眠ることもできませんでした。その後、入退院を繰り返しながら9月まで抗がん剤治療を

続けましたが、治療が終わったときには体重が10キロも落ちていました。

現在、がんは顕微鏡で見ないとわからないくらいの大きさになり、和歌山労災病院で月1回の経過観察を続けています。しかし、いつ再発するかわからず、不安な気持ちでいっぱいです。診察のたびに、医師から「変わりありませんよ。」と言われるのを聞いてほっとするというのを、毎日繰り返しています。

私は今から55年前の東京オリンピックの年に生まれましたが、余命宣告からすれば、私は来年のオリンピックを見ることができません。自分の命のカウントダウンが始まっていることの恐怖と悔しさをわかってほしいです。アスベスト建材を許した国、作ったメーカーはその責任を認めて下さい。

#### ◆私をこのような状況に追いやった中皮腫という病気を憎く思います

原告 KNさん

私は、1987年から6年余り、北海道で、電工のそばで電線を送り出す、工具を手渡す、切断された建材を拾い集める、掃除をするなどの補助作業をしており、電工が建材を切断したり、穴を開けたりした際に飛散した石綿粉じんにはばく露しました。

2016年12月14日、55歳のときに、悪性胸膜中皮腫と診断されました。「もって半年から1年半、手術ができて、2年伸びるくらい」と言われました。私も家族

もとてもショックを受け、しばらくは誰もこのことを話題にできませんでした。母は、自分より息子が早く死ぬと言われて、呆然としていました。

家族と話し合い、アスベスト治療の専門家のいる山口宇部医療センターで手術を受けることにしました。手術をすれば少しでも長生きできる可能性があったからです。2017年2月、左肺の全摘手術を行い、術後放射線療法も行いました。

地元から遠く離れた山口での闘病生活の不安に加え、激しい吐き気に襲われ続け、辛い日々が続きましたが、家族の励ましでなんとかやりきることができました。10月からは抗がん剤治療が始まりました。当初は6クールの予定でしたが、激しい嘔吐や幻聴などの副作用があり、白血球の数値の回復も遅かったことから、1クールで中止となりました。

現在は北海道に戻り、薬を飲みながら様子を見ているだけの状態です。いつまたガンが再発し、死んでしまうかもわからない状況で、不安な毎日を過ごしています。

左肺を摘出したため、息切れが多くなり、自宅の階段の昇り降りやちょっとした会話でも息切れしてしまいます。また、左上半身を動かすと激しい痛みで襲われ、衣服を着たり脱いだりするのにも苦労します。

私には寝たきりの父と、足が不自由な母がいますが、私がこんな体になったため、両親の介護も十分にできなくなりました。収入がなくなったため、介護施設やヘルパーを頼むこともできません。両親から「すまん」「迷惑かけてごめんね」と謝られるたびに、このような状況に追いやった中皮腫という病気を憎く思います。子どもたちにもこれまで以上に介護の負担をかけてしまい、とても申し訳ない気持ちです。

私は中皮腫となって、アスベストがとても危険なものであると実感しました。アスベストが危険だと知りながら、製造・販売した建材メーカー、それを規制しなかった国には怒りを覚えます。国や建材メーカーはいち早く責任を認めて、解決のために動き出してください。



中皮腫ポータルサイト  
みぎくりハウス

<https://asbesto.jp/>

お問い合わせは、**0120-310-279** 中皮腫サポートキャラバン隊



# 大きく変わる?! 特別加入

## 複数就業者の労災保険制度改正が もたらすもの

前号で紹介した複数就業者の労災保険給付等にかかる労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会での検討結果は、12月23日の部会で報告がまとめられ、今年1月8日付けで労災保険法等の改正法律案要綱が同審議会に諮問された。

内容を大きくまとめると次のようなことになる。

1. 複数就業者の休業補償給付等は非災害発生事業場の賃金額も合算した給付額とすること。
2. 1の場合災害発生事業場の賃金にもとづく給付額のみ当該事業場のメリット収支率の算定の基礎とすることとし、非災害発生事業場分は算定の基礎とはせず、全業種による負担とすること、
3. 複数就業者についてそれぞれの就業先の負担のみでは業務と疾病等との因果関係が認められないが、総合評価すると認められる場合は新たに保険給付を行うこと。
4. 3の場合いずれの事業場のメリット収支率算定の基礎としないこと。
5. 複数就業者とは①同時期に複数の事業と労働契約関係にある者、②一以上の事

業と労働契約関係にありかつ他の就業について特別加入している者、③複数就業について特別加入している者であり、これらすべてを複数就業者と考えること。

6. 一以上の就業先で特別加入している場合も複数就業先で労働者である場合と同様の取扱いとすること。
7. 自動変更対象額や年齢階層別の最高・最低限度額については非災害発生事業場の賃金額を合算した場合も。その取扱いを変えないこと。
8. 一の就業先で有給休暇を取得したときは他の就業先での休業については給付の対象とし、一の就業先で部分休業をした場合は現行の部分休業の扱いに準じること。

### 特別加入制度の根幹にかかわる影響 不明なままの限度額など

以上の改正を実現するために、労災保険法と労働保険徴収法と各施行規則等を改正することになるのだが、いまだに細部で不明なことが少なくない。とりわけ特別加入者の扱いに関わる部分が労災保険部会

で十分に検討されたとはいえない。しかもその未定部分は、加入するかしないか、何をどう選ぶかという特別加入制度の根幹にかかわる部分に影響を与える部分が未だ明らかにできていないのだ。

まず、制度上の矛盾をあげると7の年齢階層別の最高・最低限度額について複数就業者で取扱いを変えないとしていることだ。特別加入者はそもそも年齢階層別の最高・最低限度額を適用しないこととされている。給付基礎日額を選択して任意に加入している制度設計から当然のことだ。ところが一の就業先で労働契約を結び、他の就業先は特別加入者である場合、給付基礎日額の合算はよいとして、限度額適用は明らかに矛盾する。こうした場合には労働契約関係にある事業分のみで適用すべきだ。

### 現行制度大改正につながる 特別加入者の給付基礎日額合算

複数の就業について特別加入をしている者についても同様に取扱うこととするのは正しい。ただこの部分の改正は、現行の特別加入制度にとって、かなり大きな改正になると思えるのだがどうだろうか。

現行の特別加入でたとえば次のような加入を考えてみる。造園・土木を生業とする小規模な事業を営む社長は、社員とともにある日は樹木の剪定や草刈りなどの作業に1日を費やし、別の日は土木作業の現場で重機を運転するというような毎日となる。したがって造園の継続事業と土木の有期事業の2つの事業で特別加入をしておかねば

ならないことになる。もし労災事故が起き、働けなくなったとき給付基礎日額は合算されないで、それなりに満足な給付を受けようとする、両方とも2万円で加入しなければならぬことになるというわけだ。

労働者である社員の場合は、造園であろうと土木であろうと、給付基礎日額は被災前の3か月の賃金で決まるし、保険料負担も賃金に業種ごとの保険率がかかるだけだ。ところが社長は特別加入を万全にしようとする、保険料は倍の負担ということになってしまう。したがって現行の制度では、二重払いになっても保険料負担をするか、万が一のときに不足があっても半分ずつにするか、さらにはいずれか頻度の少ない方は無保険にしておくかという選択をせざるを得ないことになってしまうのだ。

今回の労災保険法改正が実現すると、この問題は解消されることとなる。2つの特別加入が必要な時は、できる限り正確にその事業に費やす時間や得ている報酬の割合を勘案し、給付基礎日額を割り振って特別加入をすればよいわけだ。万が一労災事故にあったときは、それらの合計で休業補償給付が決まるのだから不合理さは一気に少なくなる。

実はこの問題は特別加入をする事業者や一人親方にとって、かなり一般的な問題だ。個人の事業運営の状況を聞き、それに見合った特別加入を勧める労働保険事務組合や特別加入団体の担当者は、この点で加入促進を躊躇する場面は相当あるのではないだろうか。

## 一般的な特別加入制度の不合理 大きく解消できる？

一の事業で労働契約関係にあり、他の事業で特別加入をするという複数就業者で意外に一般的な職種として非専従の労働組合役員がある。もともとの事業場の労働者としては休職してもっぱら労働組合専従として働く役員は、代表者なら労災保険法上、中小事業主か特定作業員として特別加入するということになるが、非専従の役員は会社の仕事をしていて、もちろんその労働に対して賃金を受けている。労働組合執行委員となり会社との交渉や組合員の意見をとりまとめるなどの活動に一定の時間を費やすが、そのことによって労働組合から賃金を受けているわけではない。こういう場合は、中小事業主である委員長とともに特別加入することができる。

ただ、労働組合活動に割く時間は全体からするとわずかで、万が一の休業補償のために会社からの賃金に見合った給付基礎日額で特別加入するのは負担が多い…、という理由で特別加入を見送っている非専従役員はきわめて多い。

このような場合に、今回の制度改正が実現すると、非専従者については、最低限の給付基礎日額（現行では 3500 円）で特別加入をすることにより、万が一被災したために全部休業となったときは、会社での賃金額も合算されることになるわけだ。

このようにこれまで特別加入制度の不合理さにより、災害補償の道が閉ざされてい

た就業分野に門戸が開かれることになる。

## 「勤労国民」の災害補償枠拡大に 発展する可能性さえ…

また、この制度改正によって、労災保険が実際にはほとんどカバーできていない労働者でない「勤労国民」の災害補償に発展する可能性も秘めているといえる。たとえば普通に労働者として会社に勤務し、土日を所有する田畑を耕す兼業農家の特定農作業員の特別加入活用、毎日ではないが家族が経営している事業を手伝っている場合の特別加入などは、その収入の実態に見合った特別加入をしておけば足りるわけである。

まだ具体的な制度の運用について、詳細な設計ができていないわけではないが、特別加入制度の大改正として大いに注目されるところだ。いずれにしろ現在の特別加入者自身が制度を正しく理解し、自らの加入内容を再度点検し直す必要がでてくるだろう。それと同時に、これまで加入を見送っていた労働者でない「勤労者」の特別加入促進が大きな課題となるだろう。





## その 31：健康情報

労働安全衛生法では、事業者が労働者の健康診断を実施することが義務付けられ、その結果を記録し、結果にもとづく必要な措置を講じなければならないとされている。ということは、血圧や血糖値がどうか、労働者個々人のプライベートそのものの情報を、事業者が取り扱うことになる。

大きな会社なら、総務部の産業保健を担当する部門の担当者が扱うだろうから、検査データのような個人的な情報は、特定の人の目にしかふれることはなく、秘密は守られそうな気はする。小規模な会社ならどうだろうか。健康診断の実施は事業場規模に関わりなく事業者の義務なのだから、経営者が直接健診データを管理することになる。

また、この間の労働安全衛生法改正によって、長時間労働による過重労働対策やメンタルヘルス対策により、様々な労働者個人の心身の状態に関する情報が事業場内で取り扱われることになる。月に 80 時間以上の時間外労働があった労働者やストレスチェックによって行われることとなった医師による面接指導、またそれによって事業者等により何らかの措置があった場合の

情報など、事業場内を行き来する労働者の健康に関わる情報は飛躍的に増えている。産業保健職が配置される大手の事業場でさえ、機微な個人情報の管理が完全に行われる保証があるとはいいがたい。

こうした労働者の健康に関する情報は、すでに個人情報の保護に関する法律（2003 年制定）で「要配慮個人情報」に該当するとされているが、その具体的な取扱い方についての明確な規制がなかった。

そのため、昨年の働き方改革関連法で行われた労働安全衛生法改正では、新たに次のような条文が定められている。

（心身の状態に関する情報の取扱い）

第 104 条 事業者は、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置の実施に関し、労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必

要な指導等を行うことができる。

そしてこの第3項にもとづいて、昨年9月に「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」が公表され、事業場での対策のとり方を具体的に示している。

ただ事業場内で行き来する健康情報は、多岐にわたり、事業場規模も様々なため、

取り組み方をさらにわかりやすく解説した手引きとして「事業場における労働者の健康情報等の取扱規程を策定するための手引」が今年3月にまとめられている。この手引きは厚生労働省のHPからダウンロードできるので、会社や労働組合で安全衛生を担当する人には一読をお勧めする。

## 関西労働者安全センター 第40回総会のお知らせ

以下の通り総会を開催します。

記念講演は、外国人労働者の相談に応じているRINKの早崎直美さんに、昨年新たに設けられた外国人労働者の「特定活動」制度の状況について話していただきます。是非ご参加ください。

### 【記念講演】

### 新たな外国人労働者受入について

早崎 直美 氏

(RINK：すべての外国人労働者とその家族を守る関西ネットワーク)

日時： 2020年2月27日(木) 18時30分より

場所： エルおおさか 本館701号室

<http://www.l-osaka.or.jp/pages/access.html>

(地下鉄・京阪「天満橋」駅から西へ徒歩7分)



# 死ぬまで元気です

## Vol.20 右田 孝雄



皆さま、新年明けましておめでとうございます。

昨年は皆さまにはたくさんのご支援、ご尽力を賜り誠にありがとうございました。本年も明るく元気に頑張ってお参りますので、何卒よろしくお願いいたします。

まさかオリンピックイヤーの今年も元気に過ごせているとは、実は中皮腫を発症した時は思いもしなかったのです。2016年7月に主治医から「悪性胸膜中皮腫、平均余命2年」と言われて、その時は東京オリンピックは見る事ができないんだと諦めてしまいました。ところが、こうして少し痛みを感じたりはするものの元気に過ごせているのは、皆さまのご支援や激励があったからだと思います。この場を借りて御礼申し上げます。

私にはやって来ないと思っていたオリンピックイヤーを迎えることができたのですから、今年もバリバリ動いて中皮腫患者のために「中皮腫サポートキャラバン隊」として頑張ろうと思います。そのために新たに「新・3本の矢」という目標を作りました。この「3本の矢」を達成することが今の私の夢でもあります。

一つ目は、「中皮腫の治療法の確立、新薬の開発の協力と要請」です。中皮腫患者が一番欲しいものは、お金も大切ですが中皮腫を治せる治療法や特効薬です。それができないのであれば、1年でも2年でも元気に延命できるような治療法や新薬が欲しいのです。も

しそのようなものができるのであれば、キャラバン隊は全面的に協力して一刻も早い承認を求めています。

二つ目は、「石綿健康被害救済法の改正」です。その内容は、①救済給付金の増額、②命の救済を盛り込む、ということです。救済給付金の増額については、最近では子育て世代の罹患も増えてきて、治療や病状によって仕事を辞めなくてはいけない状況に陥ってても、救済給付金の月約10万円で生活していけるのでしょうか？労災認定された患者との差も開く一方です。そんな理不尽なことが横行しているのか私は疑問です。また、救済基金の中から見舞金として出されている救済金ですが、基金を命の救済にも使用して欲しいのです。つまり、救済基金の中から資金を援助して、有効と思われる治療法や新薬の医師主導型の治験などに使用して欲しいということです。これも一筋縄ではできませんので、キャラバン隊として関係各所を回って要請、協力を求めて生きたいと思います。

三つ目は、キャラバン隊結成以来続けてきた「全国キャラバン」を今年も引き続き継続していくことです。昨年は地方を中心に回りましたが、今年は患者の多い関東や関西の都市でも行います。

この「新・三本の矢」を中心に活動をしていきたいと思っておりますので、ご支援賜りますようお願い致します。

# 韓国からの ニュース

■発電所の『危険の外注化禁止』水泡に帰すか  
泰安火力発電所の非正規職キム・ヨンギョン労働者の死後、議論が本格化した発電所の非正規職の正規職化議論が難関にぶつかった。政府が「発電産業の民営化中止」を主要内容とする故キム・ヨンギョン死亡事故特別労働安全調査委員会の勧告を履行しない方向で收拾しようとしていることが分かった。

8月に特調委は燃料・環境設備運転分野の労働者は直接雇用し、経常整備分野は韓国電力の子会社である韓電 KPS に統合・再公営化するように勧告した。特調委は外注化の禁止に焦点を合わせた。

国務総理室は特調委の委員との懇談会で、労・使・政協議体の議論の経過を説明して、勧告の履行は難しいという考えを伝えるものと見られる。

労働・市民・社会団体は1周忌を前に、特調委の勧告履行を政府に求める集中行動を準備している。故キム・ヨンギョン1周忌追悼委員会を中心に、2日から故人が亡くなった10日まで、記者会見・討論会・追悼集会を行う。故人の誕生日の6日には文化祭を開催する。2019年12月2日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者



■キム・ヨンギョン1周忌現場追悼祭、泰安火力発電所で



非正規職労働者故キム・ヨンギョンさんの1周忌現場追慕祭が忠南の泰安火力発電所で開かれた。

■職場内いじめに、労働委による救済手続きを作ろう

職場内いじめ禁止を内容とする勤労基準法が7月に施行されたが、職場では曖昧な規定と曖昧な手続きのせいで、無用の長物という批判の声が高い。こうした中で労働委員会に救済申請制度を作ろうという主張が提起された。職場内いじめ被害者を速かに救済するために、一般の民事裁判の他に、特殊な救済手段が必要だという主張だ。

クオン・オソン誠信女子大教授(法学)は「職場内いじめの問題は、多層的で構造的に発生する社会全般的な問題なので、適切に対応するには、事前予防と事後救済の両側面を網羅する包括的な立法が必要だ」とした。クオン教授は予防・禁止の請求が可能ないように、民法を改正したり、速かに救済するために労働委員会法を改正する案を提案した。民事訴訟は時間がかかるので、速かに処理するためには労働委に救済手続きを準備する必要があるという説明だ。

韓国経総のイ・ジュンヒ・労働経済研究院首席委員も「会社が職場内いじめ事件について調査したり人事措置を執っても、被害者や加害者がそれに従わず、事件が終結ができない事例が多く、多くの企業が、正当な権限や権威のある機関が、職場内いじめの可否を判断することを願っている」とし、「労働委員会の審判機能を活用できるように、労働委員会法を改正する必要がある」と話した。2019年12月13日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

#### ■女性が男性より産災の危険に多くばく露

15日、韓国女性政策研究院のイシューペーパー「作業場での女性勤労者保健安全現況と改善法案」によれば、女性集約的産業で、一日に半分以上筋骨格系に危険な状態の労働者は、男性26.4%、女性30.6%だった。一日のうち4分の1以上の比率は男性18.1%、女性18.9%で同レベルだった。

筋骨格系疾患の一つの上肢筋肉痛の発生現況を性別・職種別に見ると、装置・機械操作と組み立て従事者は、男性の27.6%、女性の36.9%が経験した。単純労務職では男性は15.1%、女性は26.4%に発病した。技能職と技能関連の従事者でも、男性の33.5%、女性の44.6%が上肢筋肉痛に罹った。

女性労働者が比較的多い、専門家と管理職、事務、サービス、販売部門でも、女性が男性より上肢筋肉痛を多く経験した。

女性労働者は安全情報の獲得状況でも不利な環境に置かれていた。男女混合型の産業で、男性労働者の17.7%が「健康と安全に関する危険要因情報を確かに受け取っている」と答えた反面、女性労働者は11.2%に止まった。男性集約産業では、男性の24.5%が受け取ったと答えたが、女性は14.7%だった。

キム研究委員は「性別によって差別されたり見過ごされないように、性別要因を考慮して産業安全保健法を再整備すべきだ」とし、「安全保健教育をし、安全施設・保護装備を備える時も、性別の身体条件の差を考慮しなければならない」と注文した。2019年12月16日 毎日労働ニュース キム・ハクテ記者

#### ■週末を返上、不払い事業主を逮捕／今年の監督官15人を選定

4月末、京畿道のある療養病院で、院長が午前の回診を終わった後、逃亡する事件が発生した。介護労働者と警備労働者の賃金1億ウォンが不払いの状態だった。雇用労働部のJ勤労監督官(53)は、裁判所から逮捕令状を受けて逮捕しようとした。週末を返上して院長の自宅の近くに潜伏し、院長を逮捕するのに成功した。院長が息子の口座に隠置していた資金を発見して、不払いの賃金を清算した。

病院で働く高齢の警備労働者が労働部に自筆の手紙を送って、監督官に感謝を表明した。雇用労働部はJ監督官など、労働者權益保護と労使関係の安定に寄与した今年の勤労監督官15人を発表した。J監督官のように脆弱階層労働者の賃金不払いを積極的に解決し、て使用者を厳罰にした監督官が少なくなかった。クオン労働部・勤労監督政策団長は「来年が、国民が皮膚で感じる勤労監督行政改善元年になるように、全国の勤労監督官と共に最善を尽くす」と話した。2019年12月27日 毎日労働ニュース キム・ハクテ記者

#### ■顧客・職場の甲質で「涙する」青少年労働者

感情労働者保護措置を内容とする産業安全保健法改正案(感情労働者保護法)が、昨年10月から施行されたが、依然として青少

年労働者は職場で顧客の暴言と甲質（いじめ）に苦しめられているという調査結果が出た。青少年ユニオンのアンケート調査の結果、61.9%が顧客・上司・同僚に過度な感情労働を要求されていたと答えた。回答者の58.33%は、感情労働ができないという理由でひどい目にあった。暴言・暴行・除け者といった職場内いじめや、賃金カット・賃金不払い、解雇された人は6.75%だった。

激しい感情労働に青少年労働者は正しく対応できなかった。耐えがたい顧客に、対応を続けるかやめるかを決められなかったという回答者は34.52%だった。職場に顧客対応マニュアルがあったり、関連の教育を受けたかという質問には「ない」が30.16%だった。

感情労働で生じたストレスによって日常生活に支障があると答えた比率は、半分を超える52.78%だった。

感情労働者保護法は、労働者が顧客によって不合理な状況にある時、これを制止することを勧告する。しかし27.39%は、耐えがたい顧客対応状況で、上司や同僚の助けを受けられなかったと答えた。

青少年ユニオンは「面接調査では、このような問題状況の中で、正しく問題を解消しようとする管理者を確認できなかった」とし、「かえって労働者に犠牲を強要したり、状況を見捨てるケースもあった」と説明した。青少年ユニオンは、青少年労働者を対象にした、感情労働への対応が含まれた労働人権教育を実施すべきだと提案した。2019年12月27日 毎日労働ニュース チェ・ナヨン記者

## ■危険の外注化と闘った「2019年の李小仙」

趙英来弁護士は1976年夏に「全泰壺評伝」で、全泰壺烈士のオモニ・李小仙女史について次のように書いた。「50年前、ある労働者

の死はそのお母さんの人生を変え、その後も永らく社会を揺るがした」。李小仙オモニは何度も警察の連行にも拘わらず、闘争現場で最前線を守り、歴史に残った。

労働者の子供を巡る母親の歴史は、繰り返されている。2018年の泰安石炭火力発電所の非正規職労働者キム・ヨンギョンさんの死は、母親のキム・ミスクさんの人生を根こそぎ変えた。息子と同じ社内下請け非正規職労働者だったキム・ミスクさんが、息子の死の前で見せた態度は半端ではなかった。多くの産業災害の遺族が、会社の言いなりに合意するのと違って、キムさんは「真相究明」求めた。「キム・ヨンギョンさんが行くなと言った場所に行き、するなと言った仕事をした」と言う会社の管理者の話が、まったく受け容れられなかったからだ。

キムさんは息子の同僚らと一緒に、労働者の命を軽く見る企業・国・社会との永い闘いを始めた。それまで労働組合には近付いたこともなかったが、労働現場の劣悪な現実を知らせることができるならと、労組と市民対策委員会の集会には洩れなく参加した。各種メディアのインタビューと寄稿の要請にも、寝る間も惜しんで応じた。産業安全保健法が国会で審議される時は、3日間、会議場の前でソワソワし、また他所から産業災害の知らせがあれば、遺族を慰めるために全国を駆け巡った。その結果、毎年労働者2000人が命を失う労働安全の現実に、市民はこれ迄のどんな時よりも大きな関心を寄せた。これが28年振りの産業安全保健法の全面改正、石炭火力発電所の非正規職労働者の処遇改善にも繋がった。

その過程でキムさんは多くの慰労を受け、希望を見たと言う。息子の死の直後に訪ねて

(18ページにつづく)

# 前線から

## アスベスト被害全国ホット ライン 2019 全国で 186 件の相談

全国

毎年12月に実施している「アスベスト被害全国ホットライン」(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会主催 全国安全センター等協力)を12月19、20日二日間、全国を地域に分けた5地点において、フリーダイヤル0120-117-554で行った。

12月18日に厚生労働省が2018年度に石綿疾患で労災認定のあった事業場情報を公表したため、厚生労働省の相談電話番号とあわせて、各紙がフリーダイヤル電話番号を掲載したことや一部テレビ取材もはいたため、例年と大差のない件数の相談が寄せられた。

二日間で合計186件(うち北海道20件、東日本41件、中日本26件、関西・中国65件、九州34件)だった。

内容は補償・救済制度、医療などさまざまで、現在療養中の中皮腫、肺がん等の患者と家族からも相当数あった。

関西・中国地方は関西労働者安全センターで相談を受けた。

例年通り、ひょうご労働安全衛生センター、大阪アスベスト弁護士団、アスベスト訴訟関西弁護士団と協力して対応した。

「中皮腫の確定診断を受けたばかり」といった方からの相談もあり、ホットライン後はさっそくフォロー担当を決め支援活動を進めている。患者・家族からの治療やケアにかかわるリアルタイムの対応が必要な相談については中皮腫サポートキャラバン隊と協力して対応している。

石綿疾患の労災認定状況を反映してか、建設関係の患者、家族からの相談が多くを占めている一方、典型的な石綿工場での被害、クボタ旧神崎工場周辺被害と損害賠償への対応が求められる事例も多く、アスベストユニオンや弁護士との連携が今後とも重要なことを改めて確認したホットラインだった。



# 2018年度石綿労災認定事業場、 労災認定状況（確定値）公表 18年度認定997件で横ばい、 請求1169件で微増

## 全 国

昨年12月18日、厚生労働省は「平成30年度石綿ばく露作業による労災認定事業場」と「平成30年度石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ（確定値）」を公表した。

詳細は次を参照されたい。

■平成30年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場」を公表します

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08390.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08390.html)

■「平成30年度石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ（確定値）」を公表します

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08389.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08389.html)

（なお、船員保険についても合わせて公表されている。）

厚労省によると、2018年度労災認定事業場についてのまとめは次の通り。

927事業場（うち新規公表675事業場）

建設業以外の事業場（第1表）388事業場（うち新規公表198事業場）

建設業の事業場（第2表）539事業場（うち新規公表477事業場）

2018年度労災認定状況についてのまとめは次の通り。

（1）肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚

請求件数 1,169件（前年度比84件、7.7%増）

支給決定件数 997件（同10件、1.0%増）

（2）石綿肺（（1）の件数には含まれない）

支給決定件数 60件（同8件、15.4%増）

2 特別遺族給付金の請求・支給決定状況

請求件数 38件（前年度比10件、20.8%減）

支給決定件数 31件（同16件、106.7%増）

労災認定事業場の公表は次の通りクボタショック報道（2005年6月29日）直後の2005年7月29日から通算して17回目となる。

1）2005年7月29日

2）2005年8月26日※以後被害者団体、マスコミから公表中断について厳しい批判の声

3）2008年3月28日＜公表再開＞

4）2008年6月12日

5）2008年10月31日

6）2008年12月17日

7）2009年12月3日

8）2010年11月24日

9）2011年11月29日

10）2012年11月28日

11）2013年12月10日

12）2014年12月17日

13）2015年12月16日

14）2016年12月20日

15）2017年12月20日

16）2018年12月19日

17）2019年12月18日（今回）。

厚労省は「建設業以外」（第1表）と「建設業」（第2表）に分けて公表しているので、その分類で累計した。

そうすると、公表事業場における認定件数合計

2018年度(平成30年度)認定分までの公表事業場について

	労災保険法支給決定件数累計										救済法支給決定件数累計				認定件数 合計	公表 事業場数 合計
	肺がん	うち死亡	中皮腫	うち死亡	石綿肺	うち死亡	石綿良胸性水	うち死亡	胸び膜まん厚性	うち死亡	肺がん	中皮腫	石綿肺	胸び膜まん厚性		
第1表 (建設業以外)	3,029	970	4,192	1,599	250	91	238	24	236	61	420	576	56	2	8,999	4,224
第2表 (建設業)	2,724	798	3,760	1,209	258	64	162	19	280	48	154	291	22	0	7,651	6,912
合計	5,753	1,768	7,952	2,808	508	155	400	43	516	109	574	867	78	2	16,650	11,136

※「うち死亡」は、認定時死亡事案

※「救済法支給決定」は、労災時効となった事案で、いわゆる時効救済措置で認定されたもの。

は 16650 件（建設業以外 8999 (54.0%)、建設業 7651 (46.0%)）、公表事業場数は 11136 事業場（建設業以外 4224 (37.9%)、建設業 6912 (62.1%)）だった。

2018 年度における認定件数全体（事業場名未公表事業場の分を事業場ベースで 1 割弱含む）の業種別内訳を厚労省公表資料から計

算すると、建設業が全体の 56.2%となる。

上記の累積計における 46.0% (7651 件 / 16650 件) と比べ大きくなっており、石綿労災認定における建設業の比重が明らかに高いことを示している。

厚生労働省サイトでも、2017 年度以前分の労災認定事業場をデータで公表しているのだが、とてもわか

りづらいところにあり、かつ、とても使いにくい。

そのため、全国安全センターでは、過去の石綿労災認定事業場を簡単に検索出来るサイトを用意している。<全国安全センター石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧>

[http://joshrc.info/?page\\_id=79](http://joshrc.info/?page_id=79)

個人・地域の労働問題の改善と国際的な連帯を目指す国際労働NGO



国際労働 NGO  
全国労働安全衛生センター (JOSHRC)  
Japan Occupational Safety and Health Resource Center

石綿労災認定事業場一覧

上のバナーに「石綿ばく露作業による労災認定等事業場」の検索サイトのリンクが貼られています

(15 ページのつづき)

きた世越号の遺族は、静かにキムさんを抱いた。特性化高校の実習生として仕事をして亡くなったイ・ミンホ君のお父さん、サムソン半導体職業病被害者のファン・ユミさんのお父さんファン・サンギさんとハン・ヘギョンさん母娘も、多くの慰安を与えた。共に悩み、支援を惜しまなかった労組と市民対策委の役割も大きかった。

京郷新聞は 2019 年の今年の人物としてキ

ム・ミスクさんを選んだ。2 月のハンファ大田工場の爆発事故の遺族に会ったキムさんは、「ママは立派だ」という遺族の話に、「私も 3 ヶ月前までは普通の小母さんだった。ママだから子供の口惜しさを解かねばならず、私にできることはこれしかなかったので、ただけだ。誰にでもできることだから、勇気を失うな」と話した。2019 年 12 月 29 日 京郷新聞 イ・ヒョサン記者

(翻訳：中村 猛)

# 12月の新聞記事から

**12/5** 取引先の社長から受けたストレスなどが原因で営業担当の会社員男性（47）が急死したのに労災と認めないのは違法として男性の妻（大分市）が国を相手取り、労災補償の不支給決定の取り消しを求めた訴訟の控訴審で、福岡高裁は労災と認めた1審・福岡地裁判決を取り消し、妻の請求を棄却した。男性は愛媛県内の薬品会社営業所に勤務していた2014年2月、急性心不全で死亡。宇和島労働基準監督署は労災不支給とした。地裁判決は、死亡前6か月間の時間外労働時間は月平均約70時間だが、取引先の社長からの叱責などで「精神的緊張は相当大きかった」として労災と認めたが、高裁判決は「営業担当が取引先の要求に応え、信頼を損ねないように行動するのは特異なことではない」、精神的緊張が著しかったとは認めがたいとした。

業務中に上司から暴行を受けて首を負傷し、うつ病も発症したとして、渋谷労働基準監督署（東京）が、楽天に務めていた40代の男性を労災認定していた。元社員の男性は、楽天に損害賠償を求める調停を近く東京簡裁に申し立てる方針。渋谷労働基準署が17年8月に労災認定していた。男性は現在は握力が大きく低下し、両手足にまひが残っているという。

**12/7** 三菱電機の三菱電機生産技術センター（尼崎市）に配属された20代の男性新入社員が今年8月に自殺し、兵庫県警三田署が、当時の教育主任だった上司の男性社員（30代）を刑法の自殺教唆の疑いで神戸地検に書類送検していた。送検は11月14日付。『「死ぬ」と言われた』などと訴えるメモが残っていた。

**12/9** アスベスト製品を使った建物の解体作業などに従事して肺がんになり労災請求した茨城県の男性（68）について、茨城労働者災害補償保険審査官が、石綿肺がんを示す所見を認めず労災保険を不支給とした水戸労働基準監督署の決定を取り消していた。被害者団体は、労災協力医が石綿を吸い込んだことによる病変を見落とすたと指摘し、「同様の事例がほかにもある可能性がある」と相談を呼び掛けている。取り消し決定は11月28日付。

**12/10** 厚生労働省は、労働政策審議会の部会に複数の職場で就業する人に対する労災給付の方針を示し、了承された。休業補償については、労働災害が起きた職場と他の職場の賃金を合算して金額を決め、実際の収入額に応じた給付が受けられるようにする。政府は労働者の兼業や副業を促進しており、働き方の多様化に合わせ、セーフティネットを拡充する。厚労省は来年の通常国会に関連法の改正案を提出し、来年度中の施行を目指す。

長崎市の広告制作会社「ブラネットシーアール」に勤務していた男性（47）が、上司のパワハラや長時間労働で精神疾患になり休職を余儀なくされたとして、損害賠償などを求めた訴訟の控訴審が福岡高裁であり、会社が男性に慰謝料2000万円を支払うなどの内容で和解が成立した。デザイナーとして働いていた男性は13年3月に着任した上司から長時間にわたる執拗ないじめ行為を受けて自殺を考えるようになり、14年7月に休職。16年1月に労災認定を受けた。

**12/17** 精神疾患の労災認定基準を議論する厚生労働省の専門家検討会の初会合が開かれ、「パワーハラスメントに関連する出来事」を認定理由の項目に新設する。労働者側がパワハラに絡む労災申請をする際に疾患の原因

を説明しやすくなったり、各労働基準監督署の認定の迅速化につながったりすることが見込まれる。

**12/18** 厚生労働省はアスベストが原因の疾患で2018年度に労災認定された人や特別遺族給付金の対象となった人が働いていた全国の927事業所の名称や所在地、作業状況などを公表した。新たに公表対象となったのは675事業所。18年度の石綿関連疾患の労災認定は1057件。

**12/19** 学校法人大乗淑徳学園が運営する淑徳高校（東京都板橋区）の男性教員（32）が、9月に自殺していたことが分かった。同学園は労使協定（36協定）を結ばずに長時間の時間外労働をさせ、残業代も支払っておらず、遺族らは近く労災申請する方針。男性は2018年4月から1年間の有期雇用で勤務。1、2年生に物理を教え、吹奏楽部の顧問も担当していた。毎月の総労働時間は250時間ほどで、7月には連続16日間の勤務もあった。

長崎県佐世保市の食品卸売会社で働いていた男性社員（25）が2017年3月に自殺したのは、過重労働で精神障害を発症したのが原因として、男性の母親（65）が会社に約1億1000万円の損害賠償を求めて長崎地裁に提訴した。男性は14年4月から働き始めた会社でスーパーなど60力以上の取引先を担当し、商品配送や集金に携わっていた。同12月の時間外労働は165時間を超えるなど、残業が月100時間を超す勤務が常態化する中、17年3月に市内の山中で自殺した。佐世保労働基準監督署は今年3月、男性が14年12月の時点で精神障害を発症していたなどと判断し、労災認定した。

**12/23** 厚生労働省の審議会は、職場でのパワハラやセクハラを防止するための女性活躍・ハラスメント規制法の施行に向けた指針を正式決定した。厚労省が先月示した指針の最終案に対する公募意見は1139件。関心の高さを映した。大半が修正を求める声だったが、経営側は「意見は既に議論した内容だ」と主張。修正されなかった。

協同組合「日本俳優連合」と落語芸術協会、労働組合「日本音楽家ユニオン」、一般社団法人「日本ベリーダンス連盟」、公益社団法人「日本奇術協会」の実演家5団体などが労災保険の特別加入制度の適用を厚生労働省に要望した。俳優らは労働者ではないため、国の労災保険も適用されない。特別加入の仕組みには、業界団体が立ち上げた事務組合などを通す必要があるが、認められれば日俳優が請け負うとしている。

北九州市条例が非常勤職員の労災補償請求権を認めていないのは違法だとして、退職後に自殺した森下佳奈さん（27）の両親が市に160万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、福岡高裁は一審福岡地裁判決に続き両親の請求を棄却した。裁判長は、非常勤職員には常勤職員と同様の手続きによる労災請求権はなく、条例には非常勤の請求に市長が応じる義務は定められていないと説明。両親の請求を断った市の対応について「条例の解釈や運用を誤っていない」と結論づけた。

**12/25** 総務省キャリア官僚の男性（31）が自殺したのは長時間労働でうつ病を発症したためだったとして、同省が公務災害を認定した。23日付。代理人弁護士が発表した。男性は2008年に総務省に入省、総務省の資料によると、官房企画課の係長として税制改正に関わっていた13年11月には135時間の残業があり、この月にうつ病を発症したとみられ、翌年3月下旬に自殺した。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**  
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。  
■パンフレットあります。関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259